⑵割引を適用した後の料金の額　下表に、

岐阜県周遊	4,200円	5,300円
北陸発着岐阜県周遊	6,200円	7,800円
東濃南信州周遊	3,600円	4,500円

を、

⑶実施する期間に、

「ロ　平成30年５月15日から平成30年11月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）。」を、

「ハ　平成30年４月４日から平成30年11月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）。」を、

⑷適用区間①発着エリアに、

「ハ　北陸発着岐阜県周遊

北陸自動車道の富山インターチェンジから金沢西インターチェンジまでの区間、能越自動車道の小矢部東本線料金所（ただし小矢部東本線料金所を利用する場合は能越自動車道の利用料金が別途必要）から小矢部砺波ジャンクションまでの区間及び東海北陸自動車道の福光インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。」を、

⑷適用区間②周遊エリアに、

「ハ　岐阜県周遊、北陸発着岐阜県周遊

中央自動車道西宮線の中津川インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間並びに小牧インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの区間及び第一東海自動車道の守山スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間、一般国道475号（東海環状自動車道）の関広見インターチェンジから土岐南多治見インターチェンジまでの区間並びに大垣西インターチェンジから養老インターチェンジまで区間及び東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから五箇山インターチェンジまでの区間。」を、

「ニ　東濃南信州周遊

中央自動車道西宮線の駒ヶ根インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間並びに小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間及び第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の美濃加茂インターチェンジからせと赤津インターチェンジまでの区間。」を、

４．企画割引「2018北陸ドライブプラン」中、

⑴割引をする自動車に、

「⑦飛越能レンタカー周遊（２日間）

⑶ハに定める期間のうち２日間以内に、⑷②ニに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑧飛越能レンタカー周遊（３日間）

⑶ハに定める期間のうち３日間以内に、⑷②ニに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

⑵割引を適用した後の料金の額　下表に、

飛越能レンタカー周遊（２日間）	2,000円	2,500円
飛越能レンタカー周遊（３日間）	2,400円	3,000円

を、

⑶実施する期間に、

「ハ　平成30年４月３日から平成30年11月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）。」を、

⑷適用区間②周遊エリアに、

「ニ　飛越能レンタカー周遊

能越自動車道の高岡料金所から小矢部砺波ジャンクションまでの区間、北陸自動車道の金沢森本インターチェンジから富山インターチェンジまでの区間及び東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間」を、

５．企画割引「2018三重・愛知ドライブプラン」中、

⑴割引をする自動車に、

「⑥愛知・浜松地域周遊

⑶ハに定める期間のうち２日間以内に、⑷②ニに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

⑵割引を適用した後の料金の額　下表に、

愛知・浜松地域周遊	3,200円	4,000円

を、

⑶実施する期間に、

「ハ　平成30年４月４日から平成30年12月21日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）。」を、

⑷適用区間②周遊エリアに、

「ニ　愛知・浜松地域周遊

第一東海自動車道の浜松インターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間並びに小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松浜北インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間並びに浜松いなさ北インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまでの区間、一般国道302号（伊勢湾岸道路）の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状道路）の五斗蒔スマートインターチェンジから豊田東ジャンクションまでの区間。」を加える。

地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて次のとおり公告する。

平成三十年三月二十三日

地方職員共済組合

理事長　平嶋　彰英

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように変更する。

第六十五条第一号中「一万八千五百六十五円」を「一万八千三百三円」に改め、同条第二号中「八百九十八円」を「二千五百五十円」に改める。

附則第二十項の表を次のように改める。

第六十五条	一　退職等年金給理　二千五百五十円	一　退職等年金給理　二千五百五十円 二　経過的長期給理　千八百三十一円

附　則

この変更は、平成三十年四月一日から施行する。